別表十七三の二付表一平二十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

適格組織再編成に係る合併法人等の調整後の課 税済金額等の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 法人名 事業年度

| 被 | 合併法人等の |)課税済金額又は個別課税済金額 | 額のうち当該法人のものとみた | こされる金額の計算 | |
|----------------------------|--------|---|--|---|--|
| 特定外国子会社等の名称 | | 適格組織再編成の別: 適格合併・適格分割型分割・適格分社型分割 ・適格現物出資・適格事後設立 | | | |
| 本はる所在 店主事の 又た務所 | 国名又は地域 | 名 | 適格組織再編成の日: ・ | | |
| 文を務所 | 所 在 | 地 | 被合併法人等の名称: | | |
| 被合併法人等 は 連 結 誓 | | 被合併法人等の課税済金額 又 は 個 別 課 税 済 金 額 | 適格分割等を行った場合の 特定外国子会社等に係る請求権 勘案直接保有株式等の移転割合 | (1)のうち当該法人の課税済金額又は個別課税済金額とみなされる金額 (1)又は((1)×(2)) | |
| | | 1 | 2 | 3 | |
| | • | | % | | |
| | | | | | |
| : | • | | | | |
| • | • | | | | |
| • | • | | | | |
| • | • | | | | |
| | • | | | | |
| | • | | | | |
| • | • | | | | |
| | • | | | | |
| • | • | | | | |
| 合 | 計 | | | | |
| 当該法人の調整後の課税済金額又は個別課税済金額の計算 | | | | | |
| 当該法人の 又は連結 | | 当該法人の課税済金額 又は個別課税済金額 (前期の別表十七(三の二)「36」) | 当該法人の課税済金額又は個別課税済金額とみなされる金額 (3) | 調整後の当該法人の課税済金額又 は 個 別 課 税 済 金 額 (4)+(5) | |
| • | • | | | | |
| | • | | | | |
| | • | | | | |
| • | • | | | | |
| • | • | | | | |
| • | • | | | | |
| • | • | | | | |
| • | • | | | | |
| • | • | | | | |
| | - | | | | |
| | • | | | | |
| : | • | | | | |

別表十七(三の二)付表一の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の8第5項 《課税済金額とみなされる金額》の規定の適用を受ける 場合又は連結法人が同法第68条の92第5項(個別課税済 金額とみなされる金額)の規定の適用を受ける場合に記 載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人 ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法 人名」のかっこの中に記載してください。

- 2 「被合併法人等の課税済金額又は個別課税済金額1」は、次により記載します。
 - (1) 当該法人を合併法人とする適格合併を行った場合には、その適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十七(三の二)「36」の金額を記載します。
 - (2) 当該法人を分割承継法人とする適格分割型分割を 行った場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人 の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又 は連結事業年度の別表十七(三の二)「36」の金額を 記載します。
 - (3) 当該法人を分割承継法人等(分割承継法人、被現物 出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。) とする適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物 出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行っ た場合には、当該適格分社型分割等に係る分割法人等 (分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいま す。以下同じ。)の当該適格分社型分割等の日の属す る事業年度開始の日の前日又は連結事業年度開始の日 の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十七 (三の二) 「36」の金額を記載します。
- 3 「適格分割等を行った場合の特定外国子会社等に係る 請求権勘案直接保有株式等の移転割合2」は、措置法令 第39条の19第5項各号若しくは第6項各号《課税済金額

- とみなされる金額》に規定する割合又は同令第39条の 119第5項各号若しくは第6項各号《個別課税済金額と みなされる金額》に規定する割合を記載します。この場 合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載 して添付してください。
- 4 「(1)のうち当該法人の課税済金額又は個別課税済金額 とみなされる金額(1)又は((1)×(2)) 3」は、適格合併を 行った場合には、「又は((1)×(2))」を消します。
 - 5 「当該法人の課税済金額又は個別課税済金額4」は、 平成21年改正前の措置法第66条の8第1項《課税済留保金額の損金算入》に規定する課税対象留保金額若しくは 課税済留保金額又は同法第68条の92第1項《個別課税済 留保金額の損金算入》に規定する個別課税対象留保金額 若しくは個別課税済留保金額のうちに、平成21年改正法 附則第44条第4項《課税済留保金額等の引継ぎに関する 経過措置》の規定により措置法第66条の8第3項《特定 課税対象金額の計算》に規定する特定課税対象金額とみなされる金額又は平成21年改正法附則第59条第4項《個 別課税済留保金額等の引継ぎに関する経過措置》の規定 により措置法第68条の92第3項《特定個別課税対象金額 の計算》に規定する特定個別課税対象金額 の計算》に規定する特定個別課税対象金額 の計算》に規定する特定個別課税対象金額 の計算》に規定する特定個別課税対象金額 の計算》に規定する特定個別課税対象金額 の計算》に規定する特定個別課税対象金額
- 6 内国法人が措置法第66条の9の4第5項《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入》において準用する同法第66条の8第5項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の4第5項《特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入》において準用する同法第68条の92第5項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載してください。